



令和8年11月1日採用

交野市職員採用試験要項

令和8年6月 総務部人事課

交野市採用試験は・・・

- ① 申込みはスマホ・パソコンから！ エントリーシート・申込書不要！！
- ② 第1次試験は録画動画面接のみの人物重視！！
- ③ 公務員経験者は筆記試験免除、早期昇格制度あり！！

※申込みは7月1日(水)から7月21日(火)までに
市ホームページからお願いします。
市ホームページへは右のQRコードからアクセスできます。



1. 募集職種・採用予定人数・受験資格

職種	採用 予定 人数	受験資格		
		年齢要件	資格要件	
事務職	3名 程度	区分 A	平成7年4月2日 から平成20年4 月1日までに生ま れた人	学校教育法による大学、短期大学等もしくは高等学校を卒業した人又 は同等の資格があると認める人
		区分 B	昭和51年4月2 日以降に生まれた 人	
事務職 (社会 福祉 士)	2名 程度	昭和51年4月2日以 降に生まれた人	区分 A	社会福祉士の資格を有する人
			区分 B	【公務員経験者】 国、都道府県又は当市を含む市区町村において、社会福祉士の常 時勤務を要する職（会計年度任用職員、非常勤職員、任期付職員 は除く）としてケースワーカー等の実務経験が直近10年以内に 3年以上ある人
建築職	4名 程度	昭和51年4月2日以 降に生まれた人	区分 A	次の①又は②に該当する人 ①学校教育法による大学、短期大学等又は高等学校で建築に関す る専門の課程を修了した人 ②一級又は二級建築士のいずれかの資格保持者
			区分 B	【公務員経験者】 国、都道府県又は当市を含む市区町村において、建築職の常時勤 務を要する職（会計年度任用職員、非常勤職員、任期付職員は除 く）として建築工事に係る設計、施工管理等の実務経験が直近1 0年以内に3年以上ある人

土木職	4名程度	昭和51年4月2日以降に生まれた人	区分A	次の①又は②に該当する人 ①学校教育法による大学、短期大学等又は高等学校で土木に関する専門の課程を修了した人 ②1級又は2級土木施工管理技士、技術士（建設又は上下水道部門）のいずれかの資格保持者
			区分B	【公務員経験者】 国、都道府県又は当市を含む市区町村において、土木職の常時勤務を要する職（会計年度任用職員、非常勤職員、任期付職員は除く）として土木工事に係る設計、施工管理等の実務経験が直近10年以内に3年以上ある人
保育士	1名程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	<p>保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人</p> <p>※保育士の業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、保育士の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</p> <p>「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、参照条文をご参照ください。</p>	

※学歴、資格については、令和8年10月末までに卒業見込み又は取得見込みの人を含みます。

※地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は受験できません。

※日本国籍の有無は問いません。ただし、日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されますので、最終合格発表後に申し出てください。

※市職員として職務に専念する必要があるため、最終合格者で就業中の人は、令和8年10月31日までに離職してください。

【公務員経験者】各職種の実務経験について

- ・実務経験は、令和8年3月31日時点において受験資格に定める経験期間を満たすことを要します。
- ・実務経験には、休職及び育児休業等、実際に勤務していない期間は含めません。
- ・最終合格発表後に職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。職歴の証明ができない場合や虚偽の申告が明らかとなった場合は、合格を取り消します。

【保育士】「こども性暴力防止法」に基づく特定性犯罪の前科の有無の確認について

- ・本市から対応を指示された「こども性暴力防止法」に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しない場合は、合格を取り消します。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十條第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二條から第六條までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二條 第二條第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和

四年法律第六十七号) 第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいいます。

2. 試験内容・結果通知等

試験	試験方法	試験日	場所	結果通知
第1次試験	録画動画面接	令和8年7月1日(水)～ 7月23日(木) ※申込は7月21日(火)まで	WEB方式	令和8年8月12日(水)までにシステム上で通知
第2次試験	①基礎能力検査・事務能力検査 (各職種の区分B(公務員経験者枠)は、除く)	令和8年8月15日(土)～ 8月23日(日)	テストセンター	令和8年9月4日(金)までにシステム上で通知
	②集団討論面接	令和8年8月29日(土)	ゆうゆうセンター	
第3次試験	個人面接	令和8年9月12日(土)	交野市役所	令和8年9月18日(金)までにシステム上で通知

※第2次試験の詳細は第1次試験合格者に、第3次試験の詳細は第2次試験合格者に、それぞれ通知します。

※第2次試験の基礎能力検査の試験内容は、高等学校卒業程度のものです。

3. 受験申込・第1次試験(録画動画面接)手続

申込期間	令和8年7月1日(水)～7月21日(火) ※7月21日(火)までの本登録により、7月23日(木)まで録画動画の投稿が可能です。
申込方法	インターネットによる申込み

事前準備	<p>1. スマートフォン又はパソコン (スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。)</p> <p>【ウェブブラウザの推奨環境について】 Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版</p> <p>※JavaScript が使用できる設定であること。 ※一部の機能は PDF を閲覧できる環境が必要です。</p> <p>2. メール受信設定 「city.katano.osaka.jp」「bsmrt.biz」「cibt-s.com」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください(設定方法については、各自で確認してください)。</p> <p>3. 顔写真のデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込前6か月以内に撮影した、本人と確認できる明瞭な写真データ ・ 登録可能なファイル形式は、画像(JPEG 又は JPG)のみです。 ・ 登録可能なデータサイズは、最大3MBです。
申込手順	<p>1. 申込手順</p> <p>①事前登録(7月1日(水)～7月21日(火)) 市ホームページから申込専用サイト「採用管理システム」へ接続し、メールアドレス等を事前登録</p> <p>②本登録(7月1日(水)～7月21日(火)) 事前登録完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録 事前登録完了メールに記載されているログインIDは、本登録後も必要となりますので、必ず保存しておいてください。</p> <p>③本登録完了メールの受信 本登録後24時間が経過しても、本登録完了メールが届かない場合は、人事課までお問い合わせください。</p> <p>2. 録画動画投稿手順(第1次試験)</p> <p>①録画動画面接招待メールの受信 録画動画面接招待メールは、本登録完了から1～3日後に送信されます。</p> <p>②録画動画の投稿(7月1日(水)～7月23日(木)) 録画動画面接招待メール受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、ナビゲーションに従って回答 ※動画投稿が完了するまでは、撮り直しが可能です。 ※動画投稿完了後の変更等は一切できませんので、ご了承ください。 ※動画投稿に際してのシステムトラブル等については、サポートデスクにお問い合わせください。 TEL03-6630-5339(9時～18時、土日も対応)</p> <p>③録画動画投稿完了メールの受信 <u>録画動画投稿後24時間を経過しても、完了メールが届かない場合は、録画動画が正しくアップロードできていない可能性がありますので、必ず人事課までお問い合わせください。</u></p>

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込締切り直前は、サーバーが混み合うこと等により、申込みに時間がかかる恐れがあります。余裕をもって、早めに申込手続を行ってください。締切日を過ぎた申請は、一切受け付けることはできませんので、ご了承ください。 ・ 受付期間中は、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんので、ご注意ください。
------	---

4. 提出書類

第2次試験合格者には、第3次試験までに以下の書類を提出していただきます。

なお、提出書類は一切返却しません。

【全職種共通】

①最終学校卒業（見込み）証明書及び成績証明書

【建築職A及び土木職Aの①専門課程修了要件による受験者】

②当該職種に関する専門の課程を修了した学校の卒業（見込み）証明書及び成績証明書

（※上記①最終学校卒業（見込み）証明書及び成績証明書と異なる学校の場合のみ）

【事務職（社会福祉士）A・保育士及び建築職A・土木職Aの②資格要件による受験者】

③受験資格となる資格証明書、免許状等の写し（取得見込みの人を除く。なお、取得見込みの人は、資格試験の可否結果がわかり次第、証明書等を速やかに提出してください。）

5. 採用の時期等

最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、令和8年11月1日以降、必要に応じて当該名簿の登載順に採用します。

なお、最終合格者で、受験資格区分による学校を卒業見込みの人が当該学校を卒業できなかった場合、資格・免許取得見込みの人が当該資格・免許を取得することができなかった場合、職務経験が受験資格要件に満たなかった場合又は学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称がある場合は、採用候補者名簿から削除します。

6. 給与

給料（初任給）は、おおむね次のとおり支給されます。

（過去の経歴により一定の基準で加算される場合があります。）

採用区分	初任給モデル (地域手当含む)
大学新卒	271,040円
短大（2年制）新卒	259,840円
高校新卒	245,728円
27歳（大卒）※正職員5年間の職務経験あり	295,680円
32歳（大卒）※正職員10年間の職務経験あり	312,704円

37歳（大卒）※正職員15年間の職務経験あり	329,504円
42歳（大卒）※正職員20年間の職務経験あり	347,984円

※このほか、扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、制度の改正により、金額が変わることがあります。

※退職手当の算定基礎となる勤続期間に、本市以外での公務員在職期間及び過去の本市在職期間を引き継ぐことはできませんので、ご注意ください。

※各職種の区分B（公務員経験者枠）は、本人の希望次第では、これまでの経験や経歴に応じて早期昇格制度があります。

7. 受験上の注意事項

- ①採用試験に関して提出された個人情報、採用試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。
- ②受験資格がないこと又は受験申込等の記載事項が正しくない場合は、合格を取り消すことがあります。
- ③大雨、台風、地震等により、試験日、試験内容、採用予定日を変更する場合があります。延期や変更があるときは、別途通知します。

【お問合せ先】

交野市役所 総務部 人事課（本庁2階）

〒576-8501 交野市私部1-1-1

電話：072-892-0121（内線280・293）

メール：jinjisaiyou@city.katano.osaka.jp

市役所屋上にて
交野の緑と街並みを背景に



一緒にお仕事し
ませんか？
お申込みをお待
ちしています！